

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號四第 卷四十第

行發日一月四年一十正大

論叢

二重稅論

法學博士 小川郷太郎

我が國民所得の地方別研究

法學士 汐見 三郎

マルクス氏餘剩價值説の評論

法學博士 田島 錦治

小作制と小作法

法學博士 河田 嗣郎

時論

華府會議に於ける支那關稅問題

法學博士 末廣 重雄

我が邦の營業稅を論ず

法學博士 神戸 正雄

勞働保險に關する一考察

法學博士 山本美越乃

說苑

地學觀社會學説に就きて

法學博士 財部 靜治

雜錄

獨逸の同盟罷業保險

經濟學士 岡崎 文規

安倍法學士譯「唯物史觀と餘剩價值」

法學士 水谷長三郎

竹内法學士譯「富國論」

法學博士 河上 肇

勞働保險に關する一考察

山本美越乃

勞働者の罹災救済問題は啻に直接勞働に依りて衣食しつゝある者にとりて喫緊の問題たるのみならず、彼等以外の社會階級にとりても亦頗る重大なる關係を有する問題である、米國の統計家中には往々勞働者の生命を金錢に見積り其の價格を一人平均五千弗と定め、之に據りて毎年勞働者の罹災に因りて生ずる損失は一億五千萬弗を下らずと云ふが如きことを指摘する者あるも、勞働者自身の受くる損失は或は不完全ながら之を以て推定し得べしとするも、之が爲に一般社會の受くる損失は此の如き單純なる評價を以て之を測定することは出來ぬ、否其の損失の測定は到底吾人の評價力以外に在りと云ふの寧ろ適當なるべきを信する者である、既に然りとせば勞働者の罹災に對する豫防及之が救済に關する問題は單に勞働者保護問題として勞働政策の研究者にのみ之を委ぬべきに非ずして、苟くも經世濟民の志ある者は何人と雖も此の問題を眞面目に攷察するの必要があると考へる。

凡そ罹災救済の制度を設けんとするに當りて先づ第一に考慮すべき事項は、災厄の發生に際して之が救済の負擔は公平且正義の立點よりせば果して何人に之を歸せしむべき乎と云ふこと之で

ある。近時の労働問題は其の表現の形式に於ては頗る複雑せるが如きも、其の實質に至りては要するに生産の二大協力者即ち資本家及労働者の間に生産の結果を如何に分配すべき乎が、實に労働問題の眞髓を形造れるものと稱するも不可なし、而して是等兩者の有に歸すべき生産の分配額は固より確定的のものに非ずして諸種の原因に依りて左右せらるゝのである、即ち生産の總額を増加せしむべき原因は、其の何たるを問はず必ずや早晚資本家の有に歸すべき利益を増加せしむると共に、又労働者の受くべき分配額をも増加せしむる傾向あるも、之に反して生産總額を減少せしむべき原因は、其の種類如何に論なく是等兩者の分配額をも亦減少せしむる結果を生ずるのである、而して近世の産業社會に於て避く可からざる凶事の一たる労働者の罹災事件の瀕出は實に此の分配額を減少せしむべき一原因を構成するものであると言ひ得る。

労働者の罹災に因りて生ずる損害は、之を別言せば生産の消極的結果とも稱し得べきが故に若し其の積極的結果即ち利益にして生産協力者間に分配せらるべきものとせば、此の消極的結果も亦彼等の間に分配せらるべきであると言はねばならぬ、故に此の見地よりせば罹災救済の負擔問題も、又一種の分配問題に歸着すると稱して差支ない、或は生産の積極的結果に依りて利益を享くる者は獨り資本家及労働者のみに限らずして、一般消費者も亦直接間接に之が恩恵に與かるべきが故に、積極的結果の利益は之を享有しつゝ消極的結果の不利は之を資本家及労働

者のみに分擔せしめんとするが如きことは毫も謂れなしとの非難を生じ得ないではない、此の論は確に一面の眞理を有して居る、故に純理上よりせば避く可からざる原因に基ける罹災救濟の負擔は、之を生産物の價格に分賦することに依りて一般消費者にも其の一部を分擔せしむることが正當であると信ずる、併し如何なる場合にも常に之を事實上に實現せしむることは困難なる事情あるを以て、比較的公平且正義に適せる方法に依りて、別に救濟負擔の歸着點を決するの必要がある。

而して此の觀點より勞働者の罹災救濟の負擔は、之を生産の二大協力者即ち資本家及勞働者の何れか一方のみに歸せしむべきか、或は又双方に分擔せしむべきかと云ふに、既に述べたるが如く生産の積極的結果にして彼等の間に分配せらるゝ以上は、之が消極的結果も亦彼等の間に分配せられねばならぬと信ずる、故に故意又は重大なる過失に原因せざる罹災救濟の負擔を、資本家又は勞働者の何れか一方のみに歸せしめんとするが如きことは、公平且正義の觀念に反するものと言はざるを得ない、然らば之を彼等の間に分擔せしむべしとせば、其の負擔の割合を決定すべき標準如何、是れ次に研究を要すべき問題である、此の問題の解決に關しては先づ(一)資本家又は勞働者の孰れが其の生産行爲に困りて比較的多くの利益を享くべきや、(二)又孰れが其の生産行爲中に生じたる罹災救濟の負擔に堪え得る能力ありや、の二點に注意しなければならぬ、近世

の産業社會に於て比較的多くの利益を享くる者は假りに労働者階級なりとするも、若し彼等にして罹災救済の負擔に堪え得る能力を有せざる時は、斯かる負擔の大部分を労働者に歸せしむることとは公平且適正なりと稱するを得ない、之に反して資本家階級にして斯かる負擔を爲し得べき充分の能力ありとするも、若し彼等にして其の生産行爲に因りて比較的多くの利益を享くるに非ざるよりは、彼等をして之が大部分の負擔を爲さしむることは至難である、故に要は最も大なる負擔能力を有すると共に、又其の生産行爲に因りて比較的多くの利益を收むる者をして、救済費用の大部分を負擔せしむるを正當とすると言はねばならぬ。

然るに今之を資本家及労働者に就きて考ふるに、罹災救済の負擔能力に關しては一般に後者の前者に及ばざることとは、彼等の經濟上及社會上に於ける地位の差異より考察するも明かにして、此の點に付きては殆ど説明の要を見ない、併し其の生産行爲に因りて比較的多くの利益を收め得べき者は、是等兩者中の孰れなりやとの問題に關しては更に攻究を要すべきものがある、凡そ生産の利益は小規模のものに於けるよりも大規模のものに於て大なるべきは現時の産業社會に於ける通則である。固より産業の種類に依りては其の性質上大規模の組織を許さざるものも亦少くないが、罹災救済問題の研究に當りては斯かる産業は比較的重要なものではない、何となれば此の種の問題は大規模組織殊に工場制度の行はるゝ所に於て最も重大なる意義を有するからである、

而して大規模生産組織の下に在りては、資本家は常に貨物の生産上に於て小規模の者に比し遙に有利の地位を占むるのみならず(例へば資本の有利有效なる使用、事業の經營及管理費用の節減、發明改良の可能、勞力及原料購入の便宜、廢物の利用等の如き)、又其の生産物の販賣上に於ても頗る優勢なる地位に立ち得べきを以て(例へば廣告又は行商の利用、貨物の保存及運搬費の節減、内外市場の擴張等の如き)、資本家階級の享くべき利益は、其の生産組織の大となるに隨ふて益々大なりと言ふも決して失當でない、然るに纏て之を勞働階級に就きて考ふるに、彼等の賃金も亦産業社會の進歩に伴ひ漸次増加の傾向あることは疑ふ可からざる所なるも、其の生産組織の大小に依りて彼等の享くべき利益に直接大なる差異を生ぜしむるが如きことは之を認むることを得ない、固より大規模生産の結果生産費の減少從て物價の低落は間接に彼等を利する所あるべしと雖も、此の利益たるを獨り勞働階級のみ私する所のものに非ずして、資本家階級及一般消費者も亦共に其の恩恵に與かるが故に、之を以て大規模生産組織の下に資本家階級の收むる特殊の利益と比較すべきではない、加之、經濟社會の進歩は一面に於ては賃金騰貴の現象を生ぜしむるも、他面に於ては生活費増加の壓迫を受くるが故に、勞働階級にとりては産業社會の發達即ち大規模生産組織の發達に依りて直接利益する所はないと稱しても可い、否啻に利益する所なきのみならず時としては大規模生産の發達に伴ふ發明改良及有利なる器具機械の使用は勞力の需要を減退せし

め、或は女子及幼少年労働者等の代位を容易ならしむるの結果、資本家階級の利益は産業社會の發達と共に益々増加せられんとするに反し、労働階級の利益は往々減殺せられんとするの傾向すらある、此の現象は歐洲殊に英國に於ては既に前世紀の中葉以後注意せられつゝありしと雖も、現世紀に入りて益々顯著なる事實として現はれ、今や賃金の低廉を論ずる時期は既に去り、更に進んで失職問題の根本的解決を爲さざる可からざる時期に到達して居る、豊富なる自然の恩恵と充實せる資本の後援を有せる米國に於てすら今や同一の問題に苦みつゝある實況に在る。

要之、理論上よりするも亦實際上よりするも一般に生産上の利益の分配は、労働階級よりも資本家階級に大なるものありと言ふことは之を否定し得ない、果して然りとせば資本家階級は既に救済能力に於て労働階級に優れるのみならず、更に其の生産行為に因りて受くる利益も亦労働階級よりも大なるが故に、公平且正義の立點よりせば罹災救済の負擔の大部分は、之を資本家階級に歸せしむることが適正であると言はねばならぬ。

労働者が其の就業中に發生したる災厄の爲めに一時的又は永久的に労働能力を喪失したる場合に、彼等をして尙は一定の收入を得せしむる途を講ずることは社會政策上極めて緊要なる事柄であるが、此の目的を達する最も有效なる方法の一は、罹災者又は其の遺族に罹災救済の請求權を與ふるに在る、併し斯かる權利は國法上に於て之を認むることに依りて初めて其の効果を全ふし

得べきが故に、罹災救済問題に關しても亦國家の保護を必要とすべきものが甚だ多い、國法上に於て斯かる權利を認むる方法に二ある、一は業主の責任法即ち普通法上の損害賠償の責任以外に罹災救済の責任を業主に負擔せしむべき法律を設くることにして、他は災厄保險法を制定すること是れである。

普通法上の損害賠償の義務以外に特に業主に對して罹災救済の責任を負擔せしむることに關しては從來異論がある、自由主義派又は個人主義派の論者等は普通法上の損害賠償の義務以外に、毫も自己の過失又は懈怠に原因せざる災厄に對して、業主に法律上の義務を負はしむることは不可なりとし、斯かる場合に勞働者の受くる經濟上の打撃は彼等自らをして之を補償せしむべきである、換言せば共済組合又は保險加入等の方法に依りて自助的救済法を講せしむべきであると論ずる、併し此の主義に依る時は多くの場合には勞働者の罹災は之を救済すること能はざる結果を生ずる、何となれば罹災事件の發生したる場合に、勞働者に毫も過失の存せざりしことを證明することは頗る困難にして、然かも其の證明の確實ならざる場合には、救済請求權を保證しないと云ふことになるからである、又假令救済請求權の保證せらるゝ場合と雖も、勞働者の多數は其の收入の僅少なるより、之が爲めに必要なる手段(例へば保險料を怠らすして支拂ふが如き)を講ずる能力を有しない場合も決して尠くない、故に自由主義派の説は未だ以て正當なりと稱するを

得ない。

凡そ災厄發生の原因は種々あるも之を大別せば(一)勞働者の故意過失又は懈怠に基くもの、(二)更に之を分ちて、(イ)罹災者自己の故意過失又は懈怠に基くもの、(ロ)他の勞働者の行爲又は不行爲に基くものとなすことが出来る)、(二)業主又は監督者の過失又は懈怠に基くもの、(更に之を分ちて、(イ)業主自己の過失懈怠又は強制に基くもの、(ロ)監督者の行爲又は不行爲に基くものとなすことが出来る)、(三)偶然の事變に基くもの、等に分つことを得る、而して災厄發生の危険は事業の種類性質及勞働方法等に依りても大なる差異の存することは勿論である。

罹災救済問題の考察に於て最も重要な事項は、救済請求權を勞働者に與ふべき程度及其の權利の實行方法如何と云ふこと是れである、即ち罹災者は前述の厄災發生の原因の何れの場合に救済請求權を有すべきか、又其の救済は如何なる方法に依りて之を得せしむべきかとの問題は是れである。

災厄發生の原因が上に述べたる(二)の事情に基く場合、即ち業主又は監督者の過失懈怠等に因りて勞働者に災害を與へたることを證明し得べき場合には、普通法上の損害賠償の原則に據りて之が救済を受け得べきは勿論であるが、併し斯かる賠償の請求權は業主又は監督者の過失懈怠等に對する學證の困難なるより、或は又訴訟上の勞費の煩に堪えざるより、實際上に於ては極めて少

數の場合に適用せらるゝに過ぎぬ、故に普通法上の損害賠償の規定のみでは、未だ以て勞働者の利益を保護するに足らぬ、於茲乎、勞働者の罹災救済問題は更に他の解決の基礎を求めねばならぬこととなる、即ち普通法上の權利以外に勞働者は如何なる程度迄罹災救済の請求權を有し得べきか、之が解決を要する第一の問題である。

近時の進歩したる見解に従へば、勞働者が故意に其の災厄を招きたる場合の他は、假令彼等に多少過失の責むべきものある場合と雖も、尙ほ救済請求權は之を與ふべきであると云ふことに一致して居る、蓋し近世の複雑緻密なる産業上の組織は、假令勞働者に相當の注意心あるも災厄の發生を未然に防止すること難き場合多く、從て罹災事件の發生は現今の産業組織の下に於ては避く可からざる一の犠牲と稱するも不可なく、殊に下級の勞働者は其の教育及知識の程度幼稚なるが故に、彼等に對して完全なる注意を要求することは殆ど不可能と言はねばならぬ、從て災厄の發生は現今の産業社會に於ては到底避く可からざるものとして、之が救済の費用は事業經營費中に見積り置くを以て正當とすべき理由がある、又假令勞働者に多少過失の責むべきものありとするも、多くの場合には罹災の原因は勞働者が自己の技量を過信せるか、或は又其の職務に熱中せるか然らすんば常に危険に慣るゝ所より、遂に之を重大視せざりしに基くを以て、極めて輕卒なる舉動に因りて自ら其の災厄を招きたることの顯著なる場合の他は、齊しく罹災救済の請求權を

與ふるを以て正當とする、若し然らずして斯かる場合には救濟請求權なしとせば、業主等は罹災事件の發生に際し常に労働者の過失を主張して救濟の負擔を免れんことに努むる虞れがある、故に罹災に對する救濟は労働者の故意に出づる場合の他は凡て之を得せしむるを正當とし、唯其の救濟額の決定に當りて過失の有無及其の程度を參酌すべきであると言はねばならぬ。

次に罹災救濟の請求權は如何なる方法に依りて之を實行せしむべきかと云ふことに付きては二様の方法がある。其の一は國家が法律を以て業主の救濟義務を定むると共に又其の種類及金額等をも之を定むるものにして、労働者の故意に基く場合の他は一切の災厄に對して業主の責任を明かにし、紛争を未然に防止する方法是れである、此の場合に若し業主にして災厄の發生に際して一時に救濟資金を支出することの不便を避けんと欲せば、自己の使備せる労働者の爲めに傷害保險を附する時は、容易に其の目的を達し得るのである、此の方法は又間接に業主を刺戟して保險の必要を感せしむるに至るべく、若し完全なる傷害保險機關の存せざる場合には、業主自ら之に代るべき機關を設くべきが故に、未だ強制保險制度を有せざるか又は之が實行の困難を感じつゝある所に於ては、此の方法に出づることも亦一策である、更に此の方法を最も有效に實行せしめんとせば、業主をして罹災事件の發生毎に届出でしむる主義を探り、國家は其の都度労働監督機關をして之が原因を調査せしむることを必要とする、此の如くせば常に救濟責任に關する紛争を

防止することを得るのみならず、傷害保險加入の場合等に保險機關をして間接に業主を監督せしむることを得るの利益がある、而して其の救済金の給付は或は月賦又は年賦支給の方法に依り、或は一時支給の方法に依ることを得るも、業主及勞働者の双方にとりて有利にして又國家が罹災救済の必要を認むる主旨に適せるものは前者である、一時支給は往々勞働者の浪費を誘ひ、久しからずして其の生活を困難ならしむる危険を伴ふが故に良方法と稱するを得ない、又救済金額は勞働能力喪失の程度及過失の有無に應じて適當に之を定めねばならぬが、併し如何なる事情ありとも之が爲めに災厄の發生を頻繁ならしむるが如き程度に達せしむべきではない。

救済請求權の實行方法の二は、國家が法律を以て災厄保險の制度を設けることにして、即ち此の制度の下に於ては勞働者は罹災の場合には被保險者として當然其の救済を受くることを得るのである、既に述べたるが如く普通法上に於ける損害賠償の規定は未だ以て勞働者の利益を保護するに足らざるが故に、更に業主の責任法等の必要を生せしめたるも、之が實行の結果は豫期の如くに大ならずして、單に之のみにては勞働階級の生活の安固を保證すること能はざることが立證せらるゝに至つた、蓋し勞働者は其の職業の種類に應じて所謂一種の職業病に冒され易きのみならず、或は疾病、老衰、死亡、失職等の爲めに一朝收入の途の杜絶せらるゝ時は、彼等の平素の收支の状態より其の慘狀は之を推知するに難くない、故に斯かる場合に一般的に適當なる救済

方法を講ずることは、社會政策上最も肝要なる事項と言はねばならぬ、然らざる時は労働者を以て獨立市民たる資格を有せざる無頼遊惰の貧民等と共に慈善的の救済又は救貧制度等の保護に依頼せしむるに至る結果を生ずる虞れがある、併し労働者をして故無くして無頼遊惰の貧民等と同一の境遇に陥らしむることの非なるは、茲に論ずる迄もなき所なるを以て、之に對して豫め相當の方法を設け、労働階級の生活の安固を計らんとするの主旨より案出せられたるものは即ち所謂労働保險の制度である、而して罹災保險又は災厄保險と稱せらるゝものは實に此の労働保險の一種であつて、此の制度を實行せんと欲せば労働者に對して保險を強制するの必要を生ずるのである。

由來此の種の保險制度の實行に付きては三種の方法がある。第一は國家自ら保險機關を設けて一切の労働者に對して強制保險をなすものであり、第二は業主をして協同的に保險機關を設けしむるものであつて、此の場合には其の協同の基礎を或は土地の區域に置くことがあり、或は然らずして同一又は類似の企業に置くことがある、第三は國家の嚴重なる監督の下に其の保險を私立會社に托する方法に依るものである、是等三種の方法の何れに依るべきかは各國各場合に於ける諸種の事情を考察して之を決せねばならぬが、唯方法其のものに付きて論ずる時は第一を以て最も優れりと言はざるを得ない、何となれば第一の方法は事業の監督上より論ずるも又元費の節約

上より考ふるも私營に優ること遙にして、保險費用を減少せしめ保險料を一定し其の他勞働階級の利益の爲めにする一切の社會政策的の目的を、比較的完全に達し得るからである。

乍然、強制主義に依りて此の種の保險を實行することに關しては從來異論が少くない、或は曰く、勞働者に對する保險は國家が之を強制して實行せしむるが如き必要を見ない、否此の如きことは却て諸種の弊害を生ずる原因となるを以て、國家は宜しく之を各人の自由に委ねべきである勞働者にして若し其の必要を感せば彼等自ら任意に保險に加入すべく、然らずば之に加入することなくして止むべし、凡そ國家の干涉は最も貴むべき各人の自由を拘束し、社會進歩の原動力たる自助的精神の發達を妨げ、徒に國民の依頼心を増長せしむるに過ぎざるが故に、斯かる制度は其の何たるを問はず力めて之を避けねばならぬと、此の説は主として英米の學者に依りて唱へられたる所なるも、他方より之を考察する時は、保險の必要は勞働者自らも亦之を感ぜざるに非ざるも、彼等は一般に其の生活上に餘裕存せざるより、進んで保險に加入せんとするの決心に乏しく、又假令之に加入するも怠らずして保險料を拂込み得るやは頗る疑問に屬する、加ふるに近世の産業組織の下に於ては業主對勞働者間の關係は極めて疎遠にして、業主が自發的に勞働者の救濟方法を講ずるが如きことは殆ど望み得べからざるもの、如くである、於茲乎、國家の力を以て強制的に勞働者に對する保險を實行するの必要を生ずるものであつて、斯かる制度は一面に於て

は個人の自由意志に干渉を加ふるが如き觀あるも、他面に於ては獨力を以ては到底不慮の災厄に對する準備を爲し能はざる者をして、其の準備を爲さしむることを得る利益を齎すが故に、社會政策上の見地よりせば此の如き自由の拘束は毫も非難すべきでないと言はねばならぬ。

次に又此の種の保險制度に反對する論者は曰く、強制保險制の下に於ける保險料は勞働者自ら全部を負擔すること能はざるは明かなるを以て、若し其の一部を業主又は政府に於て負擔せせば、そは保險料と稱するよりは寧ろ一種の贈與と稱するを適當とすべく、換言せば業主又は政府より勞働者に與ふる慈善的の恩惠物に他ならぬ、殊に業主に於て之を負擔する時は結局負擔の轉嫁に依りて貨物の生産費を嵩加せしめ、從て斯かる國の産業は終に他國の競争に堪え得ざるに至らんと、此の反對論の一半に付きては吾人は敢て之を否定せんとする者ではない、即ち政府に於て其の一部を補給する場合には、論者の言の如くに之を贈與の一種と看做し得ないではない、併し政府は常に必ず斯かる補給をなすものに非ずして、唯必要止むを得ざる場合にのみ之をなすに過ぎぬ、之に反して業主が保險料の一部を負擔する場合には、之を贈與の一種と看做すことは當を得ない、何となれば業主等は或は之を後日箇々の生産物の價格に分賦して其の負擔を消費者に轉嫁するか、然らずんば勞働者の現に受くる最低賃金額を、國家の強制に依りて保險料の形に於て増額したるに過ぎずして、此の負擔額と現に支拂ひつゝある賃金額とを合せて、初めて勞働

者の所得に歸すべき生産費の一部即ち眞の意義に於ける賃金を形造るものと言ふことを得るからである、若し然らずとせば強制保險制度の行はるゝ所に於ては、業主は其の負擔の過重換言せば利益の僅少なるより、終に事業を繼續すること能はざるに至るべき筈である、然るに事實は之に反して此の如き制度の行はるゝ所に於て却て一般に業主の事業も成效しつゝあるを思ふ時は、強制保險は啻に業主に不利を與ふることなきのみならず、之が爲めに勞働者をして將來に對する不安の念を脱せしめ、安んじて其の業に従事することを得せしむるが故に、此の點よりせば寧ろ勞働の能率を増加し得べき利益がある、要するに強制保險に對する保險料の一部の負擔は、業主の恩惠的の贈與と看做すべきものに非ずして、勞働者の正當に受け得べき生産の分配額の一部に過ぎぬと稱して可い。

又強制保險の實行は生産費を増加せしめ、其の極自國の産業は他國の競争に堪えざるに至らんと謂ふが如き説も畢竟一の杞憂に過ぎざることは、各國の事實が之を證明して餘りある、戦前他國に率先して此の制度を實行したる獨逸の如きも、内に在りては諸般の産業は駸々として隆盛の域に達し、啻に國內の需要を充たすを以て足れりとせすして盛んに海外市場に他國品と競争を試むるに至つた、是れ他の競争國に於ては假令強制保險の制度を實行せざるも賃金の割合比較的高きを以て、獨逸の勞働者の強制保險制度の下に受くべき分配額の増加の如きは、著しき影響を生

産物の價格の上に及ばさなかつたからである、況んや近時各國は次第に此の制度の必要を認め、其の主義を採用せんとする傾向著しく現はれつゝあるが故に、強制保険を實行せば貨物の生産費を嵩加せしめ、従て自國の産業は衰頽せざるを得ないと云ふが如き議論は、今日は最早陳腐の説たるを免れぬ。

最近我が國に於ても社會政策的施設の一として労働保険を實行せんとする計畫を立て、政府當局は之が爲めに特に委員を任命して諸般の調査を進めつゝありこのことであるが之は固より當然のことにして、今日は最早業主の責任法又は労働者に對する賠償法の如きものゝみを以ては、到底労働者に將來に對する安心を與へることは出来ぬ、是非共労働保険の制度を採用するの必要あるも、各種の労働保険中實際上の必要の最も大なる罹災保険に付きては、吾人は上述の理由に據りて強制主義を採用すべきものたることを提言して止まぬ次第である。